

平成23年6月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(行コ)第195号 分限免職処分取消請求控訴事件(原審・東京地方  
裁判所平成19年(行ウ)第474号)

口頭弁論終結日 平成23年3月8日

判 決

控 訴 人	足 田 哲 也
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	津 田 玄 児
同	福 島 晃

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

被 控 訴 人	東 京 都
同 代 表 者 兼 処 分 行 政 庁	東 京 都 教 育 委 員 会
同 委 員 会 代 表 者 委 員 長	木 村 孟
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	松 崎 勝
同 指 定 代 理 人	中 野 多 希 子
同	小 林 宏 之
主	文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

## 第1 当事者の求めた裁判

### 1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 東京都教育委員会が控訴人に対して平成16年2月23日付けでした分限免職処分を取り消す。
- (3) 訴訟費用は第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、被控訴人に属する東京都教育委員会（以下「都教委」という。）が被控訴人の教育公務員であった控訴人（中学校の理科担当教諭）に対し地方公務員法28条1項3号に基づき平成16年2月23日付けでした分限免職処分（以下「本件分限免職処分」という。）について、控訴人が、被控訴人に対し、当該処分は違法であるとしてその取消しを求める事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却したため、控訴人が前記裁判を求めて控訴した。

- 2 本件における争いのない事実と争点及び争点に関する当事者の主張の要旨は、次のとおり原判決を補正し、次項において当審における控訴人の主張の要旨を付加するほか、原判決の「事実及び理由」第2の1ないし3に摘示されたとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

- (1) 原判決2頁9行目の「練馬区立中村中学校」の次に「(以下「中村中学校」という。)」を加える。
- (2) 原判決3頁12行目の「「本件確認書」という。」を「本件確認書」ともいう。」と改める。
- 3 当審における控訴人の主張の要旨

(1) 考慮すべき事項の不考慮

本件分限免職処分は、以下のとおり、処分に当たって考慮しなければならないことを考慮していない違法がある。

ア 本件研修の成果

控訴人は、平成15年10月6日から同16年3月31日までの予定で、本件研修を受け、その結果、問題点の解決の糸口をつかみ、変身を遂げた。控訴人の研修報告書（甲27）は大部にわたり優れた洞察を含むものであ

り、控訴人は「単に無難にこなしていた」とか「そつなくこなしていた」というレベルにはおよそとどまらない多大な研修成果を上げていたものであって、研修担当官からも「あなたはスーパーティーチャーになれます。」、「是非現場に戻って、研修成果を生かして下さい。」と言われ、研修内容の電子データを「学校に戻った後で役立つように。」と言って渡されたほどである。そして、控訴人は、研修に入って早々に、体罰について、自分のこれまでの認識（強度のスキンシップ論）が誤りであることを認識し、直ちに生徒Bと保護者に謝罪している。これにより、体罰に関しては、懲戒事由であることは免れないものの、教員としての適格性判断の要素としては改善されており、もはや分限事由としては解消している。ところが、都教委は、上記の研修成果の資料を取り寄せて検討することが容易であったにもかかわらず、それを怠り、同じくその内容を確認していない市教委からの「決められたものをこなしており、それ以上でもそれ以下でもない。」という報告のみに基づいて、本件分限免職処分を決定してしまったのである。

#### イ 研修終了前の処分

本件分限免職処分は、平成16年3月31日までとされた本件研修の終了前に行われたものであるところ、被控訴人は、本件研修は、現場から引き離すための研修であり、能力向上のための研修ではないから、本件研修の終了前に処分をしてもかまわないと主張する。しかし、研修は、教員の能力向上のためのものであり、実際、本件研修のための研修命令は、「教職員としての資質向上のため」との目的が定められて発せられていた（仮に、被控訴人が「控訴人を学校現場から引き離すための研修」であるというのであれば、研修制度の濫用として違法である。）。このように、研修は教員の能力向上のためのものであるから、少なくとも命じた研修の終了を待ってその成果を確認した上で、控訴人に教職員としての適格性があつ

たか否かを判断しなければならないはずである。

ウ 控訴人の教育実績

原判決も認めた控訴人の教育活動実績を考慮して総合判断すれば、控訴人の教員としての適格性が失われるはずはない。

エ 控訴人の経歴

控訴人は、本件分限免職処分を受けるまで、教員としての適格性に問題があるとの指摘を受けたことはなく、処分歴もない。被控訴人の主張を前提としても、東久留米西中学校で怪文書（乙41。なお、その内容は真実ではない。）が出回った平成9年以前の約20年間の教員活動については何ら問題にされていない。結局、小平第五中学校に澤川校長が赴任してきてからの2年間のことだけが殊更に取り上げられ、そのみで本件分限免職処分がされたことは誠に奇怪である。適格性の問題は「矯正し難い持続的性格に基づくか否か」の問題でもあるから、控訴人が本件分限免職処分の事由として挙げられている2年間の期間のこのみならず、それ以前はどうであったか、事故歴も処分歴もなく、適格性を否定するような格段の事情も長期間なかった点を考慮すべきである。

オ 控訴人の本件分限免職処分後の経歴

本件分限免職処分後、控訴人は、約6年間、学校の非常勤教員として勤務しているが、この間、何ら問題は起こしておらず、むしろ、高い評価を受けながら教育活動を行っている。また、控訴人は、免許更新研修を受け、都教委から教員免許更新を受けている。

(2) 考慮すべきでない事項の考慮

本件分限免職処分は、以下のとおり、処分に当たって考慮すべきでないことを考慮した違法がある。

ア 私物の持ち込み・保管

被控訴人が「私物」とであると主張してきた物については、すべてが教材

又は教育活動に使用する物であり、このような「私物」の持ち込み・保管は、むしろ生徒の教育活動に資するものである。当該「私物」が、教育活動と全く関係のない物であるとか、事故を発生させるなど教育活動に対する妨げになる物であるなどの格段の事情があればともかく、そうでない限りは、教材である「私物」の持ち込み・保管については、教員の適格性を否定する事情ではない。

#### イ 自動車通勤

控訴人の自動車通勤については、小平市において自動車通勤が原則禁止とされ、控訴人が通常の通勤方法を公共交通機関と徒歩による通勤に切り替えた後も、澤川校長が赴任してくるまでは、自動車通勤をする場合には、変更届を提出することで格段の問題とされていなかった。むしろ、家庭の事情（父親の病気・介護）がある中で、教育活動と両立させるためには、控訴人が自動車通勤を多用することは必要やむを得ない事情があった。とするならば、自動車通勤も、むしろ生徒の教育活動に資する有益なものである。

#### ウ 職務命令違反

以上に共通するところであるが、教員は、生徒の学習権に応えるのがその職務の本質であり、その職務の遂行に当たっては、教員の職務の専門性、特殊性から、通常の現業公務員と比べて広い裁量が認められるものであって、教員の職務遂行については、上意下達の命令になじまないものである。したがって、現業公務員の場合と同程度に職務命令違反を考慮すべきではないし、本件において、控訴人についての本件分限免職処分の事由とされている「職務命令違反」は、これがあつたとしても極めて軽微であるから、およそ「矯正不能な持続的な性格に基づくもの」とはいいい難いものである。

#### (3) 体罰に関する認識

学校現場の教員の体罰認識はいまだ曖昧なままであり、混乱も見られる。

そのような中で、控訴人は、体罰を行ってしまった当時、体罰認識を誤り、自己の行為を「体罰ではない」と誤解していたが、それは誠にやむを得ないことであった。しかも、控訴人は、生徒指導に熱心な余りに体罰を行ってしまったのであり、自分本位の理由から体罰を行ったわけではない。そして、控訴人は、その後、本件研修を受けることによって認識を改めることができたのである。

体罰は、学校教育法11条により禁止されている。そもそも、日本においては、明治期の教育令から体罰禁止が定められていたが、「愛のむち論」、「親代わり論」による体罰を容認する心性が、戦前の特別権力関係論による教師生徒関係の名残もあって、戦後になっても根強く残っていた。そして、昭和56年4月1日の水戸五中事件東京高裁判決は、「単なる身体接触やスキンシップよりもやや強度の外的刺激（有形力の行使）を生徒の身体に与えることが…効果があることも明らかなことであることから…教師は必要に応じ生徒に対して一定の限度内で有形力を行使することも許されてよい場合がある。」として、一定限度内の有形力の行使を認めた。折からの校内暴力の嵐もあり、ちょうどこの時期に教員となった控訴人は、「身体を張って生徒に当たるべし」との指導すら受けていた。その後、体罰死事件の発生や行き過ぎた管理教育への反省という点から、世論は体罰を禁止する方向へと動いたといわれているが、教育現場においては、必ずしも体罰の禁止は徹底されていなかった。平成19年2月5日には文部科学省が「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」との通知（18文科初第1019号）において、いじめ、校内暴力をはじめとした児童生徒の問題行動は、依然として深刻な状況にあるとの分析を提示した後、上記水戸五中事件東京高裁判決を持ち出して、児童生徒に対する有形力の行使を必ずしもためらう必要はない旨を通知するに至っている。裁判所の体罰に対する判断も、平成8年9月17日の東久留米中央中事件東京地裁判決では、いったん体罰について厳格に否

定したが、平成21年4月28日の最高裁判決では、小学校2年生男子児童に対する有形力の行使を「体罰」として認定しないなど、揺れ動いている。

このように、教育現場において規律の維持が困難となっている中、そして、文部科学省や裁判所の判断も揺れ動き、体罰認識そのものがあいまいになっている中で、控訴人は、積極的に生徒に関わり合いを持ち、すべての生徒をネグレクトしないよう努めてきた。控訴人にとって不幸だったのは、生徒に対して教育熱心であったために、校内暴力隆盛下に教えられた教育方法であり考え方である「強度のスキンシップ論」が、その後、格段の訂正改善の機会もないまま身に付いてしまい、控訴人の教育実践の工夫の中で、控訴人を「体罰」行使の方向に促してしまったことである。平成15年当時、控訴人は、「体罰はダメだが強い指導は許される。強い指導とは、①日頃の信頼関係の存在を前提とし、②力での服従・恐怖心・反感でない、③生徒の変容教育目標の達成である。」と理解し、生徒Bに対する行為は、体罰でなく、強い指導、強度のスキンシップであると認識していた。これは東久留米市教育委員会作成のパンフレット（乙45）の内容に合致するものであり、当該パンフレットの内容は、体罰概念をあいまいにし、強い指導という名の体罰を容認しかねないものであった。

また、教育現場における体罰認識があいまいな中、そして、揺れる思春期・青年期と向き合う中学校の教育現場においては規律維持も困難な中で、控訴人が行ってしまった体罰だけが特異なものではなく、体罰を根絶ないし克服することの困難性が指摘されている。控訴人が在籍していた小平第五中学校においても、控訴人が体罰を行ったのとほぼ同じころに、複数の体罰事件が発生しており、うち1件は女子生徒の鼓膜損傷という結果まで引き起こしているが、それらについては、澤川校長や岡崎教頭は体罰として認識していなかったり、生徒の被害状況を教員たちに正確に伝えないまま解決したことのみ伝えるなど、もみ消そうとしていたとさえ判断できる状態であった。

その後、控訴人は、本件研修によって、「体罰」についてその本質的な問題を認識し、従来「強度のスキンシップ」として生徒指導上ある程度は許されると考えていたことが、間違いであることを知った。そして、「体罰」を克服する方法として、生徒とこの問題をオープンに話し合うという教育方法も自ら考え出している。この控訴人の研修成果は、本来、体罰の防止・抑制・撲滅のために、控訴人が自ら得た研修成果として現場に持ち帰り、校内研修などを通じて教員間で情報を共有していく中で体罰防止のために役立つはずのものであった。本件分限免職処分は、単に控訴人の教員としての身分を失わせるということにとどまらず、現在の教育界でも大きな問題となっている体罰問題について、大きな改善の流れを作る機会を失わしめたという点でも、全く教育的配慮に欠けた処分である。

#### (4) 本件分限免職処分の特異性・異常性

本件分限免職処分は、分限処分としても、懲戒処分事例との比較においても、突出して過酷・過重な処分というべきである。すなわち、文部科学省が公表しているデータによれば、平成13年度から平成20年度の間に分限処分を受けた者の平均は年6995人であるが、そのほとんどは休職処分であり、うちほとんどが病気休職であり、免職処分を受けた者は平均で年15人にすぎない。分限免職事由別の件数をみると、多い順に、「適格性欠如」，「指導力不足」，「心身の故障」，「勤務実績不良」，「行方不明」，「無断欠勤」となり、控訴人の処分に該当する「体罰，暴行及び職務命令違反」は1件のみである。また、同じく文部科学省が公表しているデータによれば、同じ時期に懲戒処分を受けた者の数は、特殊な年度（平成19年度）を除けば、1200件前後を推移し、免職処分に至る件数は、総数との比較で約6パーセント、同年度を除いても約17パーセントである。その処分事由のうち「職務命令違反」が該当する「その他の服務違反等に関わるもの」の平均は年202件で、免職にまで至った者は年29件である。このうち「一般服



務に係るもの」は平均で年111件で、免職にまで至った件数は年4件弱であり、「職務命令違反」による処分件数は平均で年4件弱にすぎず、免職にまで至ったのは平成16年度の1件のみである。ちなみに、「体罰」による懲戒処分件数は、平均で年146件で、免職にまで至った件数は1件のみである。さらに、都教委が教職員の処分について報道発表した情報によれば、平成22年2月16日～同年8月4日までに発表されたもので、都教委が処分した教職員数は58人で、そのうち体罰を理由とするものは6件である。処分内容は、減給10分の1・3月が1人で、残り5人は戒告となっていて、免職になっている者はいない。その体罰の内容は、いずれも、控訴人が行った体罰事例と比べて傷害の度合いが大きく、報告怠慢や過去に間をおいて2回の事例が上げられている事例でも戒告にとどまっている。

このように、控訴人に対する本件分限免職処分は、分限処分としても極めて特殊な「免職」処分であり、処分事由も極めて特殊な事由であり、突出して際だった異例の処分である。懲戒処分との対比で見ても、他の懲戒免職事例と比較しても、本件は過剰にすぎる。本件分限免職処分は、公務員の身分保障のための制度である分限制度を濫用して、懲戒処分では罪刑法定主義(処分比例)の関係で免職にまでは持っていけないケースを、フリーハンドの判断で免職にまで追い込んだものであり、極めて恣意的な処分である。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないから棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり原判決を補正し、次項において当審における控訴人の主張についての判断を付加するほか、原判決の「事実及び理由」第3に説示されたとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

- (1) 原判決30頁18行目の「同月」を「同年4月」と、同24行目の「同月」を「同年5月」とそれぞれ改める。

(2) 原判決 3 1 頁 1 8 行目の「及んだ。」の次に「控訴人が生徒 I に対してこのような行為に及んだことについては、音楽担当の教諭から依頼があったわけではなく、むしろ、同教諭はとっさに、私が何とかします、やめてくださいと言って止めに入った。」を加える。

(3) 原判決 3 2 頁 3 行目の次に、改行した上、次のとおり加える。

「(ウ) 控訴人は、平成 1 1 年 1 1 月、市教委から、小平第五中学校の理科の授業において、元素記号の周期表を語呂合わせにより暗記する方法を示したプリント(乙 4 2)に不適切な表現があったとして、「厳重注意」(市町村教育委員会による服務監督上の処分)を受けたことがある。(甲 7 8)」

(4) 原判決 3 3 頁 1 行目の「使用されなかった物もある」の次に「(控訴人は、これらの物をすべて授業の教材等として使用したと主張するけれども、都教委における事情聴取(乙 2 4)の際には、使わなかったものがあると述べているし、上記のような量の多さ、整理の状況からみて、小平第五中学校において、すべてを使用したとは認め難いものである。)」を加える。

(5) 原判決 3 3 頁 3 行目の「原告の荷物」から同 4 行目の末尾までを「他の教諭が控訴人の荷物や音響機材を教材や授業でのビデオ視聴用として使用したことはなかった。」と改める。

(6) 原判決 3 3 頁 9 行目の「指示した」の次に「(控訴人は、澤川校長の口調等からして「お願い」にすぎないなどと主張するけれども、同中学校の校長として、私物の整理と撤去を求める意思が表明されていたことは明らかであり、控訴人もその内容を理解し得たものというべきである。)」を加える。

(7) 原判決 3 5 頁 2 3 行目の「提出した(」を「提出した。」と改める。

(8) 原判決 3 9 頁 1 8 行目の「及んだ」の次に「(控訴人は、自らの右足が生徒 B の左側頭部や左肩に当たったこと、足を蹴ったこと、暴行が約 1 0 分間に及んだことを否定するけれども、控訴人は、都教委における同年 1 2 月 2 4

日の事情聴取の際に、自らの右足が生徒Bの左肩やこめかみに当たったこと及び足を蹴ったことを認め(乙21)、本人尋問及び示談書(甲11)においても左肩及び左側頭部を蹴ったことを認めていること、前記のような暴行の態様からみて、短時間で済むものではないと認められることなどに鑑みると、この弁解を採用することはできない。)を加え、同26行目の「同月」を「同年5月」と改める。

(9) 原判決40頁5行目の「投げつけた」の次に「(控訴人は、このような事実はなかった旨主張するけれども、このやり取りに関する生徒Bの保護者の陳述(乙19, 50)は具体的で迫真性があることなどに照らして、控訴人の主張をたやすく採用することはできない。)」を加える。

(10) 原判決45頁4行目の「以下「本件研修」という。」を「本件研修」と改める。

(11) 原判決45頁6行目の「同年」を「平成15年」と改める。

(12) 原判決46頁11行目の「得られなかった。」の次に「市教委は、平成16年1月27日、生徒F及びGに対する体罰について、控訴人から事情聴取を行った。」を加え、同12行目の「同月」を「平成15年12月」と改める。

(13) 原判決48頁5行目の「音響教材について」から同7行目の末尾までを削る。

(14) 原判決48頁19行目の「星野指導主事」を「鈴木統括指導主事」と改める。

(15) 原判決49頁13行目の冒頭から同20行目の末尾までを次のとおり改める。

「佐藤主事、稲葉理事及び澤川校長は、本件研修について、控訴人を生徒の前に立たせないための措置という側面を重視していたが、本件研修を命じた職務命令書には、本件研修の目的として、「教育公務員としての資質・能力を高め信用を回復するため」と記載されていた。控訴人が作成した研

修報告書については、市教委の稲葉理事、大野指導主事らが目を通したものの、都教委の関係者がこれを直接読むことはなかった。もっとも、都教委は、市教委が認識している控訴人の本件研修の状況について、市教委から口頭で報告を受けていた。(甲54, 55, 81, 証人佐藤正吉, 証人澤川菊雄)」

- (16) 原判決50頁22行目の「及び」から「認定した事実」までを削る。
- (17) 原判決51頁24行目を「イ 本件の事実関係についての評価等」と改める。
- (18) 原判決52頁12行目の冒頭から同53頁13行目の末尾までを次のとおり改める。

「しかしながら、学校の施設は、限られた空間を多数の教諭、生徒が共用しているものであるから、特定の教諭が独自の判断で私物を置いて占有することは、原則として許されないものである。このことは、当該私物が授業の教材等として使用される場合であっても、基本的に異なるものではない。もとより、教諭が授業やクラブ活動を始めとする課外活動のために私物を供用すること自体は望ましい場合もあり、使用目的、使用頻度、分量等によっては、こうした私物の持ち込みが許されることもあるが、上記使用目的等との関係で合理的な限度に限られるものである。ところが、本件において控訴人が保管していたのは、段ボール箱160個以上に上るおびただしい量の荷物であって、これらがすべて授業の教材等として日常的に使用されていたとは認め難いことは前記認定(第3の1(3)イ)のとおりであり、これらを常置しておく必要性は見出すことができない。こうした中で、私物の整理・撤去を求めることに合理性があることは明らかであるが、控訴人は、前記認定(第3の1(2)ア, (3)ア, イ)のとおり、前任校の東久留米西中学校においても、小平第五中学校においても、繰り返し、校長や教頭から私物を整理し、撤去するよう求められたにもかかわらず、す

べてが教材であるとか、多忙であるなどと述べ立てて、一向に応じなかったものである。

このような控訴人の行動、態度は、自己中心的で他人の迷惑等を顧みない思考態度、上司からの指導による改善も容易でないかたくなな性格、性向の徴表であると評価せざるを得ないものである。」

- (19) 原判決53頁24行目の「平成15年」を「平成14年」と改め、同26行目の「澤川校長らが」から同54頁16行目の末尾までを次のとおり改める。

「控訴人にとって自動車通勤が認められれば相当に便利であり、以前の取扱いや父親の状況等から、控訴人が自動車通勤を認めてもらえることを期待し、これを認めない澤川校長の対応に強い不満や不信感を募らせていたこととはうかがえる。

しかしながら、控訴人の自動車通勤が認められなかったのは、平成12年4月1日から施行された「小平市立学校教職員服務規程」等に沿う措置であり、個別事情により真にやむを得ない事情があれば許容されることもあるところ、澤川校長は、当初、控訴人から提出された書類を持参して市教委とも協議した上で、控訴人の自動車通勤が認められないと判断したものであること、その後、平成15年4月に控訴人の父親の病気が悪化し、控訴人の妹が海外留学に行くため父親の介護ができなくなるという状況の変化があった際には、改めて市教委と協議し、控訴人の自動車通勤を承認していることは、前記認定(第3の1(3)ウ)のとおりである。ところが、控訴人は、このような所要の手続を経て下された判断について全く理解を示そうとせず、専ら自動車通勤を認めないことが不当であるとの主張に拘泥して、校長の職務命令を無視して自動車通勤を強行し、その間、自動車通勤を禁止する旨の職務命令文書をくしゃくしゃに丸めて教頭のシャツの胸ポケットに押し込むなどの行動に及んだものである(なお、控訴人は、

再三にわたって通勤届内容変更届を一方的に提出しているが、これによって自動車通勤が正当化されるものではない。)

このような控訴人の行動、態度は、上記の不満や不信感からくる感情的な対立が背景にあったことを考慮しても、二十数年の勤務実績を有する教育公務員の言動としては穏当を欠き、正当な抗議とはいえないものであって、自己の見解に固執しそれに反する他人の意見には耳を貸さない独善的でかたくなな性格、性向、規律を尊重し遵守する意識の欠如の徴表であると評価せざるを得ないものである。」

(20) 原判決 5 4 頁 2 6 行目の冒頭から同 5 7 頁 2 行目の末尾までを次のとおり改める。

「しかしながら、例えば、生徒 B に対する行為は、ソフトテニス大会の試合で負けた生徒 B に対し、約 10 分間にわたり、両ほほを合計 17 回叩いたり、右足を頭上で振り回して左側頭部や左肩に当てたり、足を蹴ったりするという態様のものであるところ (第 3 の 1(4)ア(ウ)、そもそもこのような行為が「やや強度のスキンシップ」として許容されると認識していたとはにわかに信じ難いところである。仮に、控訴人が上記のとおり認識であったのであれば、校長等からの事情聴取の際に、外形的事実を認めた上で、自らの認識(「やや強度のスキンシップ」として許容される)を主張するという対応も考えられるのに、澤川校長、市教委、都教委(第 1 回)のいずれからの事情聴取においても体罰の事実を否定し、平成 15 年 8 月 27 日の都教委からの第 1 回の事情聴取の際には「体罰は一切行っていません。」「両ほほに手を当て、私の方に顔を向けさせて話を聞かせました。」などと外形的事実と異なる説明をしているほか(第 3 の 1(4)ア(オ)、(カ)、ウ(ア)、(エ)、市教委からの事情聴取を前にして、生徒 B とその保護者に対して、「体罰及び暴力がなかった」旨の本件確認書に署名を求めたりもしているのであって(第 3 の 1(4)イ)、このような対応を執ったのは、自己の

行為が許容されない「体罰」に当たること，少なくとも第三者からそのように判断される行為であることを認識していたからこそであると判断せざるを得ない。また，それ以前においても，東久留米市においては，平成8年9月17日に東京地方裁判所で言い渡された体罰に関する事件の判決内容に鑑みて，市内の教員らに対し，「体罰は，法律で禁止されています。体罰とは，子供に対して身体的にはもとより精神的にも苦痛を与えるような懲戒のことです。」等，体罰を禁止する趣旨の指導があったことが認められるところ（乙43ないし45），控訴人は，上記指導は「やや強度のスキンシップ」を許容するものと理解していた旨供述しているが，上記指導内容に照らしても，ベテラン教員である控訴人が東久留米市の上記指導をそのように誤解していたと認めるのは困難である。

以上のほか，その他の生徒に対する行為の態様等に照らしても，前記各行為当時は体罰であるという認識がなく，本件研修によって初めて体罰であると認識できるようになった旨の控訴人の主張は，採用することができない。

そして，体罰に及んだ際の状況等についてみると，生徒Aに対しては，持ち込みが禁止されている缶ジュースを持ち込んだことをとがめる目的で，生徒Aに足払いをして床に倒し，靴（内履き用のズック）を履いた足で同生徒の頭部を押さえつけたまま大声で注意をしたというものであるが（第3の1(4)ア(イ)），そのような目的のために当該行為にまで及ばなければならない必要性については合理的な説明がつかないし，生徒Bに対しては，ソフトテニス大会の試合で負けた直後に，両ほほを17回にもわたり叩くなどしたばかりか，「俺の時間を返せ，親の金を返せ。」と言うなど（第3の1(4)ア(ウ)），執拗にかつ個人的な怒りをぶつけたと見られても仕方のない態様で行われているのであって，いずれについても，無抵抗の生徒に対して一方的に加えられた有形力の行使であることにも照らせば，指

導熱心の余りの行き過ぎた行動とも認め難いものである。

以上のおり、控訴人は、生徒I、生徒F及びGに対するものも含めて、自己の行為が体罰であると認識した上で、体罰を繰り返してきたものと認められる。体罰は、学校教育法11条で明確に禁止されているものであり、体罰を受けた生徒本人に身体的な苦痛を与えるばかりでなく、同人及びこれを目撃するなどした生徒にも精神的な苦痛を与え、人格を傷つける行為である。控訴人は、このような体罰を繰り返しているのであるから、その問題は、一過性のものではなく、根深いものであるといわざるを得ないし、言語を通じての指導力の弱さや他人の人格を尊重する意識の弱さ、あるいは時に感情の抑制が利かなくなるといった性格、性向（控訴人自身が感情的になって体罰に及んだことを自認している（第3の1(5)エ(ア)、ウ)。）を徴表する行動や態度であると認めざるを得ないものである。」

- (2) 原判決57頁10行目の冒頭から同58頁18行目の末尾までを次のとおり改める。

「しかしながら、校長が問題行動をしたことが疑われる教員の事情聴取をする際に、第三者の立会いを認めなければならない法的義務はなく（行政手続法16条は適用されない（同法3条1項9号)）、第三者の立会いが認められないからといって事情聴取を拒否する正当な理由があるとはいえない。仮に、同法の趣旨に鑑みて、第三者の立会いを認めるのが相当である場合があるとしても、本件において控訴人が第三者の立会いを求めたのは4回目の職務命令の時のみであり、また、控訴人はそれまでもICレコーダーを用いて澤川校長とのやり取りをたびたび録音しており、その際に澤川校長らが録音を禁止したということもなかったのであって（第3の1(4)ア(カ)参照）、事情聴取において第三者の立会いの代わりに録音を求めることも可能であったのである。むしろ、体罰に関する情報提供があった場合に、校長が被害者側だけでなく反対当事者の説明を聞くことは、反



对当事者の手続保障という観点のみならず、事実関係の確認の観点から必要かつ重要なことであり、合理的な理由もないのに（控訴人が澤川校長に不信感を持っていたことは合理的な理由とはならない。）、これを妨げるのは適切な対応とはいえない。

しかも、控訴人は、市教委及び都教委（第1回）の事情聴取において、体罰及び暴力の事実を否定し、平成15年8月27日の都教委からの第1回の事情聴取の際に、「体罰は一切行っていません。」「両ほほに手を当て、私の方に顔を向けさせて話を聞かせました。」などと事実と異なる説明をしている（第3の1(4)ウ(ア)、(エ)。この点につき、当時は体罰ではなく強い指導だと思っており、本件研修を受けて認識が改まった旨の控訴人の弁解を採用することができないことは、前記説示のとおりである。）。

このような控訴人の行動、態度は、規律を遵守する意識の欠如、自己に不利益な事実にもきちんと向き合い反省するという、正直さ、誠実さの欠如を徴表するものといわざるを得ない。」

(22) 原判決58頁19行目の冒頭から同61頁1行目の末尾までを次のとおり改める。

「(イ) 生徒Bに関する本件確認書について

控訴人が、生徒Bに対する体罰に関する市教委の事情聴取を前に、被害者である生徒B及びその保護者に働きかけて、控訴人から体罰及び暴力を受けていないという内容の本件確認書に署名するか、同様の内容の書類を作成するよう求めたことは前記認定（第3の1(4)イ）のとおりである。

この点、控訴人は、生徒Bやその保護者も納得していると思っていたとか、渡したものはサンプルにすぎないとか、澤川校長らのパワーハラメントから身を守るためにやむを得ない防衛手段としての意味が大きかったなどと主張する。

しかしながら、生徒Bの保護者が、平成15年5月6日に控訴人を訪ねた際、控訴人が一応生徒Bを殴った事実を認めて謝ったことでいったん納得したことは前記説示のとおりであるけれども、そうであるからといって、体罰及び暴力がなかったというのは客観的事実と異なるのであるから、そうした内容の書面の作成を求めることが適切でないことは、容易に認識し得るところであって、生徒Bやその保護者が納得していると思っていたとの弁解を採用する余地はない。また、渡したものはサンプルにすぎないとか、澤川校長らからのパワーハラスメントから身を守るためにやむを得ない防衛手段としての意味が大きかった旨の弁解は、尽きるところ、自己の保身を図ろうとするものであって、生徒Bや保護者の心情とは無関係のものである。

そして、生徒に対し体罰に及んだ上、それが問題化するや、自ら否認するにとどまらず、被害生徒及びその保護者に対して、被害事実そのものを否定する書面の作成を求めて、その問題行動の隠ぺいを図るような行為に及ぶことは、常軌を逸した行為であり、教育者としておよそ考え難いことであるといわざるを得ない（生徒Bの保護者も、「当時、私としては、教員である控訴人が、息子に対して行った体罰について、やっと落ち着いてきた息子の気持ち等を完全に無視し、自分の立場を守るためだけに、体罰を隠ぺいしようとしたり、事実とは異なることを言うことについて正直、裏切られた気持ちでした。」旨その陳述書(乙50)で述べている。)。控訴人のこうした行動、態度は、体罰を受けた生徒や保護者の心情を更に深く傷つけ、不愉快な思いをさせ、強い不信感を抱かせることに思いを致さないか、それを顧みないものであって、他人の心情への無理解(洞察力の欠如)、自己中心的な思考態度、正直さ、誠実さの欠如を徴表するものであって、教育公務員にとって極めて重要な生徒及び保護者との間の信頼関係を根底から破壊するものであるというべ

きである。」

(23) 原判決61頁6行目の冒頭から同16行目の末尾までを次のとおり改める。

「もつとも、市教委としては、前記認定（第3の1(5)カ、キ）のとおり、平成16年2月3日に控訴人の処分についての内申をするに当たり、本件研修における控訴人の取組み方については、決められたものをこなしており、それ以上でもそれ以下でもなく、一連の問題行動を打ち消すに足る材料ではないと認識、評価しており、都教委に対しても、口頭でその情報を伝えていた。なお、控訴人は、平成15年10月21日付けの研修報告書において、同月8日に生徒Bの自宅に電話した際のことにつき、「生徒Bの保護者に、『都教委の聞き取りの結果を聞いて激怒した。あれじゃBがうそを言ったことになる。公の場で本当のことを言え。五中の生徒や親たちに本当のことを説明し、公の場で謝罪しろ。校長にその文（謝罪文）を渡さなかったら刑事告訴する。』と言われました。」「Bくんが学校にちゃんと行けているかどうか心配で電話したのに、Bの保護者はものすごい勢いで怒っていました。」「Bの保護者は私のことを誤解しているようなので心配です。」（第3の1(5)キ）と、生徒Bやその保護者の立場や心情を必ずしも理解できていなかったことをうかがわせる記載もしている。」

(24) 原判決61頁17行目の冒頭から同63頁7行目の末尾までを次のとおり改める。

「ウ 事実関係に基づく判断

以上のとおり、控訴人は、体罰をそれと認識しながら繰り返してきたものであって、その問題は、一過性のものではなく、相当に根深いものであるといわざるを得ない。そして、このことは、言語を通じての指導力の弱さや他人の人格を尊重する意識の弱さ、あるいは時に感情の抑制が利かなくなるといった性格、性向を示すものというべきである。しかも、生徒Bに対する体罰に関する事後対応の一連の経緯（事情聴取の拒

否、虚偽の説明、本件確認書の作成依頼）からすると、規律を遵守する意識の欠如、正直さ、誠実さの欠如、他人の心情への無理解（洞察力の欠如）、自己中心的な思考態度が看取されるのであって、とりわけ、本件確認書の作成依頼は、教育者の行動としてはおよそ理解し難いものであって、教育公務員にとって極めて重要な生徒及び保護者との間の信頼関係を根底から破壊するものである。それに加えて、私物等の保管に関する問題、自動車通勤問題に関する対応からは、独善的、自己中心的で他人の迷惑等を省みない思考態度、上司からの指導による改善も容易でないかたくなな性格、性向、規律を尊重し遵守する意識の欠如などが認められる。このようなことからすると、控訴人の問題点は、相当に深刻かつ重大であることに加え、改善が容易でないものと見込まれるものである。

もともと、分限処分の中でも免職の場合は、公務員としての地位を失うという重大な結果になることから、特に、厳密、慎重な判断をすべきではある。そして、控訴人は、本件分限免職処分の当時において、約24年の教育経験を有し、専門の理科の教科教育のみならず、性教育活動やクラブ活動等の分野においても実績を上げ、評価もされており（第3の1(1)）、本件研修においても、一定の成果を上げていたところであった。また、控訴人には、授業で使用したプリントの内容に関して平成11年11月に「嚴重注意」を受けたことを除いては処分歴等がなく、以前にも問題がないわけではなかったのに（例えば、東久留米西中学校勤務当時の生徒Iに対する体罰や私物等の保管に関する問題）、それほど厳しい指導や措置が執られたことはいかたがわらず、非違行為について懲戒処分が繰り返されたような事案等との比較において、本件分限免職処分が唐突なものであると受け止められたとしても無理からぬところはある。

しかしながら、訴訟上の攻撃防御方法であることを差し引いて考えて

も、控訴人の本件訴訟における主張や対応をみる限り、体罰認識に関する主張はあまりに不合理であるといわざるを得ず、体罰を受けた生徒や本件確認書の作成依頼を受けた保護者の心情面を思いやる態度等もそれほど見受けられないし、私物等の保管に関する問題や自動車通勤問題といったサービス関係の問題点についても、率直な反省はほとんど表明されておらず、依然として自己の正当性を主張することに終始しているものと評価せざるを得ない。このようなことからすれば、本件研修をきっかけとして控訴人が自己の問題点を真摯に受け止めて反省し、大きく認識を改めたかどうかについて、懐疑的な見方をすることもあながち不合理とはいえず、見方を変えれば、むしろ約5か月にわたる研修を経てもなお改善が果たせなかったことを示すともいえるものであり、市教委が、控訴人の本件研修の状況について、決められたものをこなしており、それ以上でもそれ以下でもなく、一連の問題行動を打ち消すに足る材料ではないと評価し、その旨都教委に報告したことは首肯するに足りるものである。また、平成14年4月以降の私物等の保管に関する問題や自動車通勤問題に対する対応等からすると、仮に、かつての問題行動について厳しい指導や措置が執られていたとしても、一連の非違行為を未然に防ぐことができたかどうかについては、疑問が残るところである。

上記の非違行為のうち、生徒A、Bに対する体罰は、その経緯や態様が極めて悪質であるばかりでなく、生徒Bの体罰に関するその後の対応も、客観的事実に反する弁解をし、被害生徒らを巻き込んで隠ぺいを図るような行為に及ぶなど、教育者にあるまじき対応と指弾されても仕方のない対応を執ってしまったのであって、控訴人の職は公立中学校の教育公務員であり、その立場上、生徒及び保護者から広く信頼を得ることが極めて重要であるのに、自らの行為によって、その信頼関係を根底から破壊してしまっているのである（控訴人を教壇に立たせないでほしい

旨のPTA役員会代表名義の要望書が提出されていることからすれば、実際に、少なくとも一部の保護者からは完全に信頼を失うに至っていることもうかがわれる。)。これらのことに、私物等の保管に関する問題や自動車通勤問題に徴表される控訴人の性格、性向も併せて、相互に有機的に関連付けて評価すれば、控訴人には約24年に及ぶ教育公務員としての相当の実績があること、本件研修により一定の成果もあったこと、これまで厳しい指導や措置が執られたことがうかがわれないこと（もっとも、後二者については、控訴人にとってそれほど有利に斟酌することができないことは前記説示から明らかである。）を総合的に考慮し、厳密、慎重に検討しても、なお、問題点を払拭するには足りず、控訴人については、簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、性格等に基因してその職務の円滑な遂行に支障を生ずる高度の蓋然性が認められ、教育公務員に必要な適格性を欠くと判断することも不合理とはいえない。

したがって、控訴人について、地方公務員法28条1項3号にいう「その職に必要な適格性を欠く場合」に該当する事由があるとして行われた本件分限免職処分は、裁量権の行使を誤った違法なものとはいえない。」

- (25) 原判決64頁1行目の「エ」の次に「のとおりである」を加える。
- (26) 原判決64頁6行目の冒頭から同18行目の末尾までを次のとおり改める。
- 「そして、処分説明書に挙げられていないが被控訴人が考慮すべき事情として主張している事実のうち、生徒F及びGに対する体罰の件については、前記認定（第3の1(5)ウエ）のとおり、校長が事情聴取を行おうとしたのを控訴人が拒否したものであり、その後、市教委による事情聴取が行われている。その他の事実については、本件分限免職処分に先立って控訴人に対する事情聴取は行われていないけれども、そもそも、地方公務員法28条1項3号にいう「その職に必要な適格性を欠く場合」の有無は、前記説示のとおり、当該職員的外部に表れた行動・態度について判断すべきであ

り、その場合、個々の行為、態度につき、その性質、態様、背景、状況等の諸般の事情に照らして評価すべきことはもちろん、それら一連の行動、態度については相互に有機的に関連付けてこれを評価すべく、さらに当該職員の経歴や性格、社会環境等の一般的要素をも考慮する必要がある、これら諸般の要素を総合的に検討した上、当該職に要求される一般的な適格性の要件との関連において判断しなければならないものであるから、分限処分の取消訴訟においては、職員の個別具体的な行為の適否が審理の対象となるのではなく、分限処分時における、当該公務員の適格性にかかわる諸般の事情がその審理の対象となると解されるのであって、処分説明書に当該職員の適格性の欠如を基礎付けるものとして記載された事実に限らず、これと有機的に関連付けて評価すべき諸般の事情もまた、その審理の対象となると解するのが相当であるところ、本件訴訟において、これらの事実についても十分な告知聴聞の機会が与えられているものである。」

(27) 原判決65頁2行目の冒頭から同23行目の末尾までを次のとおり改める。

「しかしながら、地教行法47条の2、教育公務員特例法25条の2及び25条の3の措置（指導力不足等教員に対する指導改善研修及び指導改善研修後の措置）はいわゆる指導力不足等教員に関する特別の措置を定めた規定であり、当該規定が設けられたことによって、地方公務員法28条の分限処分の要件には、明文上も解釈上も何ら変更が生ずるものではないと解されるから（甲203ないし206、平成19年7月31日文部科学省通達「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律について」）、上記の地教行法、教育公務員特例法所定の措置が、教員の分限免職処分一般に、最低限認められるべき手続の基準であるということとはできない。したがって、いわゆる指導力不足を理由とするものではない本件分限免職処分において、研修の再受講や、転職可能な他の地方公務員としての適格性の有無を検討しなければ、考慮すべき事項を考慮していないとか、

重大な手続上の違法があるということにはならないものである。」

- (28) 原判決 6 6 頁 8 行目の「は前判示のとおりである。」を「, 本件分限免職処分が地方公務員法 2 8 条 1 項 3 号所定の要件を具備しているといえることは, 前記説示のとおりである。そして, 前記認定・説示したところによれば, 都教委が, 控訴人に対して懲戒処分ではなく分限免職処分をもって臨んだことが, 裁量権の逸脱又は濫用であるということとはできない。」と改める。

## 2 当審における控訴人の主張について

### (1) 要考慮事項の不考慮について

#### ア 本件研修の成果

控訴人は, 控訴人は本件研修の結果, 研修担当官から「あなたはスーパーティーチャーになれます。」などと言われるほど, 多大な成果を上げ, 問題点の解決の糸口をつかみ, 変身を遂げた, 研修に入って早々に, 体罰について, 自分のこれまでの認識(強度のスキンシップ論)が誤りであることを認識し, 直ちに生徒 B と保護者に謝罪しているなどとして, 本件分限免職処分は, 処分に当たって考慮しなければならない, このような研修成果を考慮していないと主張する。

確かに, 控訴人の研修報告書(甲 2 7)は研修期間に相応した分量があり, その記載内容自体も単なる講義内容の引き写しにとどまらないとみられるところもある。しかしながら, 処分に当たって, 具体的にどのような資料を用いるかは基本的に処分権者の裁量に属するものであり, 本件において, 上記研修報告書そのものを取り寄せて検討することが必須であるとはできない。そして, 本件研修は, 生徒 B に対する体罰事件が表面化するなどした後, 約 6 か月もの間, 職場を離れて研修することを命ぜられるものであったのであるから, 上記研修報告書はそうした異例ともいえる状況の中で作成されたものであることを考慮せざるを得ないし, 少なくとも本件訴訟における対応をみる限り, 本件研修によって控訴



人が大きく認識を改めたかどうかについて、懐疑的な見方をするこゝもあながち不合理とはいえないことは、既に説示したとおりである。また、生徒Bと保護者に対する対応については、控訴人は生徒B宅に電話し、謝罪文を提出するなどしているけれども、本件研修の研修報告書に電話をした際のやり取りについて、「Bの保護者に、『都教委の聞き取りの結果を聞いて激怒した。あれじゃBがうそを言ったことになる。公の場で本当のことを言え。五中の生徒や親たちに本当のことを説明し、公の場で謝罪しろ。校長にその文（謝罪文）を渡さなかったら刑事告訴する。』と言われました。」、「Bくんが学校にちゃんと行けているかどうか心配で電話したのに、Bの保護者はものすごい勢いで怒っていました。」、「Bの保護者は私のことを誤解しているようなので心配です。」等と記載しており（原判決第3の1(5)キ）、控訴人が、いまだ生徒Bやその保護者の立場や心情を理解できていなかったことがうかがわれるところである。謝罪文の内容も、体罰の事実の一部認めるものの、生徒Bに落ち度があるかのような記載や、控訴人の行為の正当化を試みるかのような記載もあるとして、生徒Bの保護者を、これでは謝罪になっていないと憤慨させてしまうようなものであったのである（原判決第3の1(5)ウ(イ)）。

そうすると、都教委が、控訴人の本件研修の状況について、決められたものをこなしており、それ以上でもそれ以下でもなく、一連の問題行動を打ち消すに足る材料ではない旨の市教委からの報告に基づき、その限度で研修結果を考慮して本件分限免職処分を決定したことが、処分に当たって考慮しなければならないことを考慮していないものであるということはいえない。

#### イ 研修終了前の処分

控訴人は、本件分限免職処分は、平成16年3月31日までとされた本件研修の終了前に行われたが、研修は教員の能力向上のためのものであり、

本件研修も「教職員としての資質向上のため」として命ぜられていたのであるから、少なくとも命じた研修の終了を待ち、研修成果があったか否かを判断した上で、処分について判断しなければならないなどと主張する。

しかしながら、本件分限免職処分は、いわゆる指導力不足を理由とするものではないから、地教行法47条の2、教育公務員特例法25条の2及び25条の3のように、研修の実施とその成果の認定が分限免職処分の前提となるわけではない。もとより、分限処分の性質からして、研修によって問題点の改善がみられれば、処分の決定に当たって考慮すべきであるけれども、本件においては、既に説示したとおり、市教委から、決められたものをこなしており、それ以上でもそれ以下でもなく、一連の問題行動を打ち消すに足る材料ではない旨の評価が報告され、都教委はこれを踏まえて本件分限免職処分を決定しているのである。

そして、本件研修は、関係者の一部がその反射的效果についてどのように受け止めていたかはともかく、「教育公務員としての資質・能力を高め信用を回復する」ことを目的として命ぜられたものであり、本件研修が開始された時点では、都教委人事部が控訴人の生徒Bに対する体罰等の件を懲戒案件として提出し、教職員懲戒分限審査委員会から差し戻されるという状況にあったとはいえ、分限免職の方針がいまだ確定していたわけではなく、控訴人が職場復帰できる可能性もあったのであるから、当該目的は名目的なものであったといい切ることはできない。そして、一連の非違行為については、その後、調査等の進展により、問題の深刻さ、重大さがつまびらかになり、控訴人の分限免職が避けられない見通しとなったものであって、このような場合において、本件研修の終了を待って処分を行うことも選択肢としては考えられるけれども、本件研修への最新の取組状況を踏まえても、なお上記の見通しを左右するものではないと認めた場合には、本件研修を継続することは無意味であるから、その終了を待つことなく処

分を実行することも、合理的な裁量の範囲に属する行為であるということができ、本件研修の終了前に行われた本件分限免職処分に、裁量権の逸脱があるとまではいえないものである。

#### ウ 控訴人の教育実績

控訴人は、控訴人の教育活動実績を考慮して総合判断すれば、控訴人の教員としての適格性が失われるはずはない旨主張するけれども、既に説示したとおり、経緯や態様が悪質な体罰を繰り返した上、被害生徒や保護者を巻き込んで隠ぺいを図るような行為に及ぶなどした控訴人の問題点は、相当に深刻かつ重大であり、指導による改善も容易でないと見込まれるため、控訴人の約24年に及ぶ相当な教育実績等をもってしても、なおその問題点を払拭することができないと判断することも不合理とはいえず、本件分限免職処分は、裁量権の行使を誤った違法なものとはいえないものである。

#### エ 控訴人の経歴

控訴人は、本件分限免職処分を受けるまで、教員としての適格性に問題があるとの指摘を受けたことはなく、処分歴もない、結局、直近の2年間のことだけが殊更に取り上げられ、そのみで本件分限免職処分がされた、直近の2年間以前はどうであったかなどを考慮すべきであるなどと主張する。

確かに、控訴人には、平成11年11月に「嚴重注意」を受けたことを除いては処分歴等がなく、本件分限免職処分の処分説明書に記載された処分理由は、直近の2年間に集中している。しかしながら、控訴人には、平成10年3月まで勤務していた東久留米西中学校でも生徒Iに対する体罰や私物等の保管など、直近の2年間に生じたのと同様の問題行動があったことは、既に説示したとおりである。また、直近の2年間に生じた問題自体をとらえても一過性のものではないと認められ、一連の非違行為に顕

れた問題点の深刻さ、重大さからすれば、控訴人の経歴を考慮してもなお本件分限免職処分が裁量権の行使を誤った違法なものといえないことは、既に説示したとおりである。

オ 控訴人の本件分限免職処分後の経歴

控訴人は、本件分限免職処分後、学校の非常勤教員として勤務し、何ら問題は起こさず、高い評価を受けている、都教委から教員免許更新も受けているなどと主張する。

しかしながら、本件分限免職処分の効力について係争中の段階で教員免許更新が行われたとしても、処分の事実と直ちに矛盾することにはならないし、本件分限免職処分後に非常勤教員として問題なく勤務することができているからといって、本件分限免職処分当時において、控訴人が公立中学校の教育公務員としての適格性を欠くものではなかったことを、直ちに推認させるものとはならないものである。

(2) 考慮すべきでない事項の考慮について

ア 私物の持ち込み・保管

控訴人は、「私物」は、すべてが教材又は教育活動に使用する物であり、事故を発生させるなどの事情がない限りは、教材である「私物」の持ち込み・保管については、教員の適格性を否定する事情ではないなどと主張する。

しかしながら、学校の施設という共用の空間に、特定の教諭が独自の判断で私物を置いて占有することは許されないものであること、控訴人が置いていた私物がすべて授業の教材等として日常的に使用されていたとは認め難いことは既に説示したとおりであり、控訴人の主張はそもそも前提が適切なものではないし、控訴人が、繰り返し、校長や教頭から私物を整理し、撤去するよう求められたにもかかわらず、一向に応じなかったという行動、態度が、教員としての適格性を疑わせる徴表となることも既に説

示したとおりである。

#### イ 自動車通勤

控訴人は、自動車通勤については、小平市において自動車通勤が原則禁止とされた後も、澤川校長が赴任してくるまでは、変更届を提出すれば問題とされていなかった、家庭の事情（父親の病気・介護）がある中で、教育活動と両立させるためには、控訴人が自動車通勤を多用することは必要やむを得ない事情があった、自動車通勤はむしろ生徒の教育活動に資するものであるなどと主張する。

しかしながら、自動車通勤が許されなかった経緯等については既に説示したとおりであり、控訴人の主張は、当時と同様に、所要の手続を踏まえて下された判断を全く理解しようとし、自己の都合ばかりを一方向的に強弁するものであって、控訴人の独善的でかたくなな性格、性向を徴表するものといわざるを得ない。

#### ウ 職務命令違反

控訴人は、教員は生徒の学習権に応えるのがその職務の本質であり、その職務の遂行に当たっては、教員の職務の専門性、特殊性から、通常の現業公務員と比べて広い裁量が認められるものであって、教員の職務遂行については、上意下達の命令になじまないものであるから、現業公務員の場合と同程度に職務命令違反を考慮すべきではないし、職務命令違反があったとしても極めて軽微であるから、およそ「矯正不能な持続的な性格に基づくもの」とはいいい難いなどと主張する。

しかしながら、本件分限免職処分<sup>1</sup>の処分説明書に挙げられた職務命令等の対象は、学校施設内への私物等の保管、自動車通勤、非違行為が疑われる場合の事情聴取といった、生徒の学習権に応える職務とかけ離れたものであって、教員の職務の専門性、特殊性を考慮すべきものとは認められず、当該職務命令等の違反を特別に軽微なものにとらえることの合理性は認

め難いものといわざるを得ない。

(3) 体罰に関する認識について

控訴人は、学校現場の教員の体罰認識がいまだ曖昧なままで、混乱も見られる中、控訴人は、体罰認識を誤り、自己の行為を「体罰ではない」と誤解していたが、それはやむを得なかった、生徒指導に熱心な余りに体罰を行ってしまったのであり、自分本位の理由から体罰を行ったわけではない、その後、本件研修を受けることによって認識を改めることができたなどと、前記第2の3の(3)のとおり主張する。

しかしながら、控訴人が、生徒A、Bに対して体罰に及んだ際、自己の行為を体罰ではないと誤解していたとは認められないこと、生徒指導に熱心な余りに体罰を行ってしまったものであるとは認められないことは、既に説示したとおりである。そして、本件研修によって一定の成果を上げたことは認められるけれども、懐疑的な見方もあり得ることについても、既に説示したとおりである。控訴人が主張する体罰をめぐる一般的状況をもってしても、控訴人の行った体罰をやむを得ないものとすることはできないし、ましてや控訴人が生徒Bに対する体罰の後に執った一連の行動（特に、本件確認書の作成依頼、虚偽の説明）をやむを得ないものとする理由には到底なり得ないものである。

なお、控訴人は、控訴人の生徒A、Bに対する体罰とほぼ同時期に発生した別の体罰事件に対する措置との均衡を問題視しているけれども、本件訴訟に顕れた控訴人に関する諸般の事情を総合すれば、本件分限免職処分自体が、裁量権の行使を誤った違法なものとはいえないことは既に説示したとおりであり、別の体罰事件との関係で、本件分限免職処分が著しく過酷で裁量の範囲を逸脱したことをうかがわせる事情も特段認められないものである。また、控訴人は、本件分限免職処分が、控訴人が得た研修成果を現場に持ち帰り、体罰防止のために役立つ機会を失わせることになった点を問題視しているけ

れども、このような効果はあくまで副次的なものであって、このことのために、本件分限免職処分の適否に関する判断が左右されるものではない。

(4) 本件分限免職処分の特異性・異常性について

控訴人は、本件分限免職処分は、分限処分としても極めて特殊な「免職」処分であり、処分事由も極めて特殊な事由であり、突出して際だった異例の処分である。懲戒処分との対比で見ても、他の懲戒免職事例と比較しても本件は過剰にすぎる、公務員の身分保障のための制度である分限制度を濫用して、懲戒処分では罪刑法定主義（処分比例）の関係で免職にまでは持っていけないケースを、フリーハンドの判断で免職にまで追い込んだものであり、極めて恣意的な処分であるなどと、前記第2の3の(4)のとおり主張する。

分限処分の中でも免職の場合には、公務員としての地位を失うという重大な結果になることから、特に、厳密、慎重な判断をすべく運用されており、その結果、統計的にみれば、おのずから例外的な処分となるものである。そして、本件は、体罰そのものの悪質さもさることながら、その事後対応において、被害生徒と保護者に対して体罰の存在を否定する本件確認書の作成を依頼するという他に例をみない不適切な行為に及んでしまったことなどの点で、極めて例外的な事案であるといえ、その他本件に顕れた諸般の事情を相互に有機的に関連付けて総合的に検討すれば、厳密、慎重に判断しても、本件分限免職処分は、裁量権の行使を誤った違法なものとはいえないものである。このように、本件はそれ自体が特殊な事案であるけれども、分限免職処分を発動したことに裁量権の逸脱は認められず、懲戒処分では免職にまでは持っていけない案件を分限制度を濫用することによってフリーハンドの判断で免職にまで追い込んだという恣意的な取扱いがされたことをうかがうこともできないものである。

(5) 小括

以上のとおりであって、当審における控訴人の主張は、いずれも採用する

ことができない。

### 3 結論

本件は、被控訴人に属する都教委が、控訴人（中学校の理科担当教諭）に対し、地方公務員法28条1項3号に基づいて行った本件分限免職処分について、控訴人が、被控訴人に対し、当該処分は違法であるとしてその取消しを求めた事案である。控訴人は、本件分限免職処分当時、約24年の教育経験を有し、専門の理科の教科教育のみならず、性教育活動やクラブ活動等の分野においても実績を上げ、評価もされており、その間、ほとんど処分歴等もなく、本件分限免職処分の直前から約6か月間の予定で実施中の本件研修においても、一定の成果を上げていた。しかしながら、控訴人は、禁止されている缶ジュースを持っていた生徒を床に倒して内履き用の靴を履いた足で頭部を押さえつけるという体罰や、クラブ活動の対外試合に負けた生徒の両ほほを合計17回叩くなどの体罰を行い、後者の体罰に関しては、被害生徒と保護者に対して体罰及び暴力を受けていないという内容の本件確認書の作成を依頼し、都教委等による事情聴取でも当初は体罰を否定するという、極めて深刻で重大な問題行動を引き起こした。また、控訴人は、勤務先の中学校に段ボール箱160個以上の私物を持ち込み、所要の手続を経て許可が得られなかったのに自動車通勤を続け、いずれも校長から何度も是正を求められたにもかかわらず自説を述べ立てて一向に是正しないという、指導による改善が容易でない状況にもあったのである。本件訴訟においては、前任校勤務当時から、体罰や私物等の保管といった同種の問題行動があったことも明らかになった。分限処分の中でも免職については、公務員の地位を失うという結果との関係で、特に、厳密、慎重な判断をすべきものではあるが、当裁判所は、上記のような控訴人の問題は極めて深刻かつ重大である上、簡単に矯正することができないと認められることから、これまでの教育経験や実績などの控訴人に有利な事情も踏まえるなどして総合的に検討しても、控訴人について、教育公務員としての適格性を欠くと判断することも



不合理とはいえ、地方公務員法28条1項3号にいう「その職に必要な適格性を欠く場合」に該当する事由があるとして行われた本件分限免職処分は、裁量権の行使を誤った違法なものとはいえ、また、手続上の観点からも問題はないことから、原審と同様、控訴人の請求は理由がないから棄却すべきであると判断するものである。

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第14民事部

裁判長裁判官 設 樂 隆 一

裁判官 門 田 友 昌

裁判官脇博人は、転補のため、署名押印することができない。

裁判長裁判官 設 樂 隆 一

これは正本である。

平成23年6月30日

東京高等裁判所第14民事部

裁判所書記官 萬屋博英

